



資料 5

上下水道事業答申案付帶意見 の補足資料について

- 1.水道料金の見直しについて
- 2.水道事業の浄水場の更新について
- 3.下水道使用料の見直しについて

2025.10.17

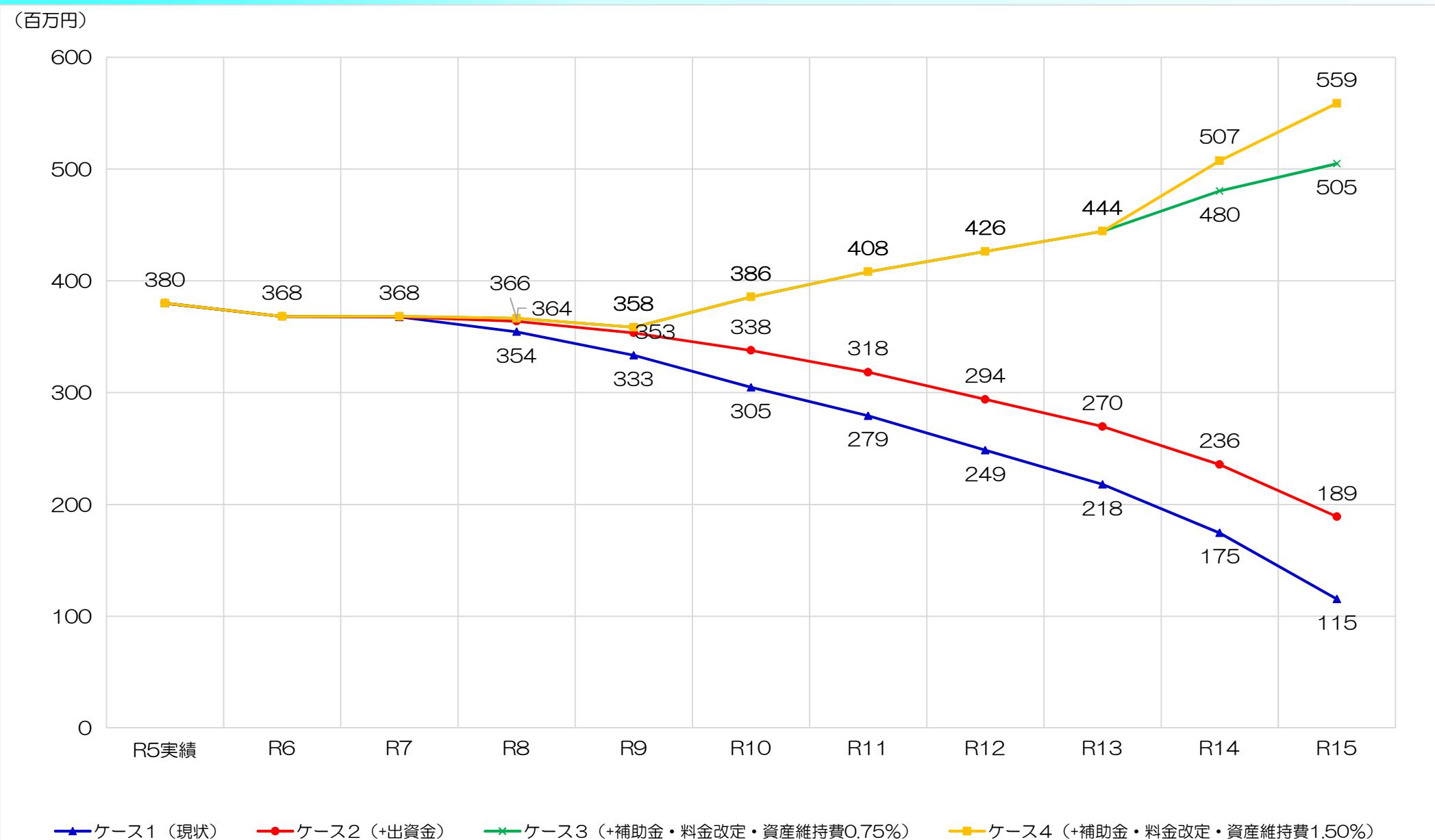
1.水道料金の見直しについて

＜現 状＞

- ▶全国の多くの自治体と同様、大山崎町においても老朽化対策等の財源を確保する必要がある。
- ▶安定した事業を継続するためには、自己財源（給水収益）の確保、すなわち水道料金の見直しは、将来的に避けられない課題であると考える。

1.水道料金の見直しについて

<資金残高（再掲）>



1.水道料金の見直しについて

＜まとめ＞

►料金改定の際には、単なる改定に留まらず、負担の公平性を確保する観点から、口径別料金体系の導入や基本水量の見直し、資産維持費の導入といった、料金体系のあるべき姿の実現を目指し、継続的に検討を進められることを提言する。

2.水道事業の浄水場の更新について

＜浄水場の現状＞

- ▶建設から50年以上が経過し、浄水場の老朽化は補修で対応できる限界に近づいている。
- ▶更新には多大な費用を要し、財源確保は極めて困難である。

| 施設名称 | 建設年度 | 構造種別 | 施設能力 | 耐震性 | 経過年数 |
|----------|--------|--------|------|------------------------|------|
| 夏目新第2浄水場 | 塩素注入井 | 昭和48年度 | RC造 | 5,000m ³ /日 | 低い |
| | ろ過ポンプ井 | 昭和48年度 | RC造 | | 低い |
| | 浄水池 | 昭和48年度 | RC造 | | 低い |
| | 急速ろ過池 | 昭和48年度 | RC造 | | 低い |

※第2回資料再掲

2.水道事業の浄水場の更新について

<浄水場の現状>



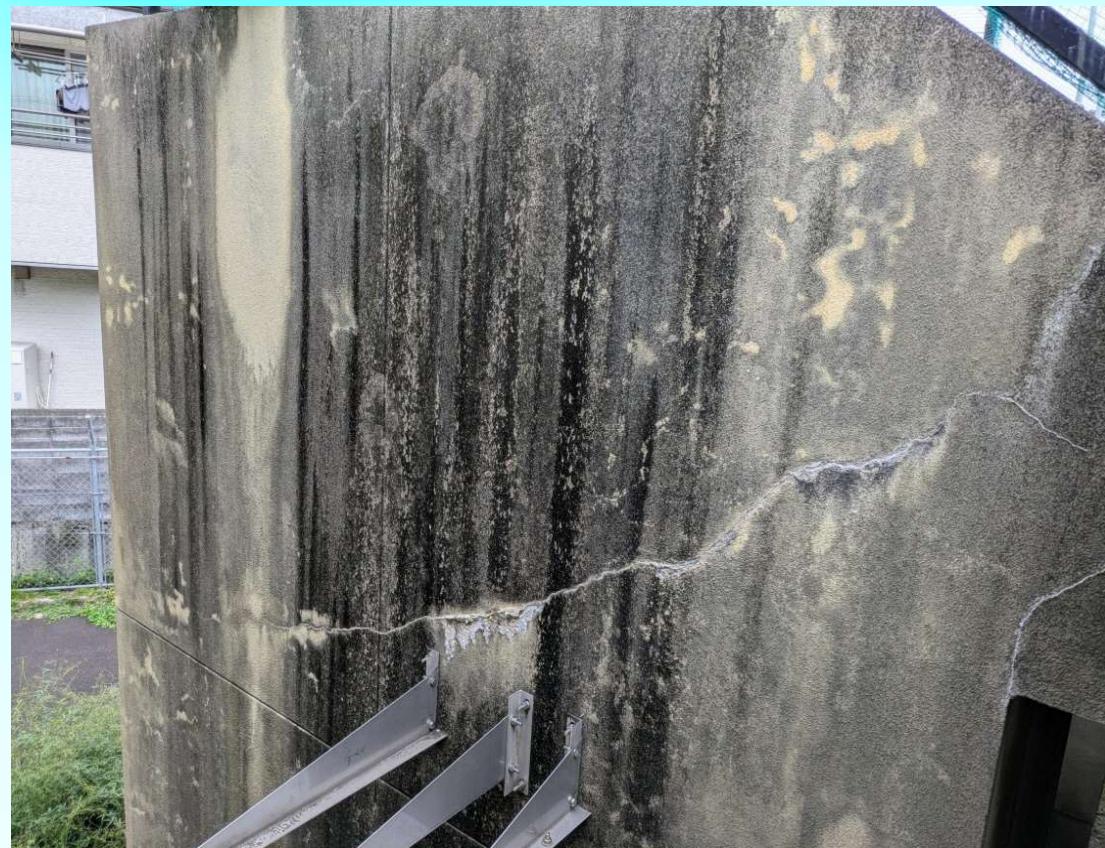
2.水道事業の浄水場の更新について

<浄水場の現状>



2.水道事業の浄水場の更新について

<浄水場の現状>



2.水道事業の浄水場の更新について

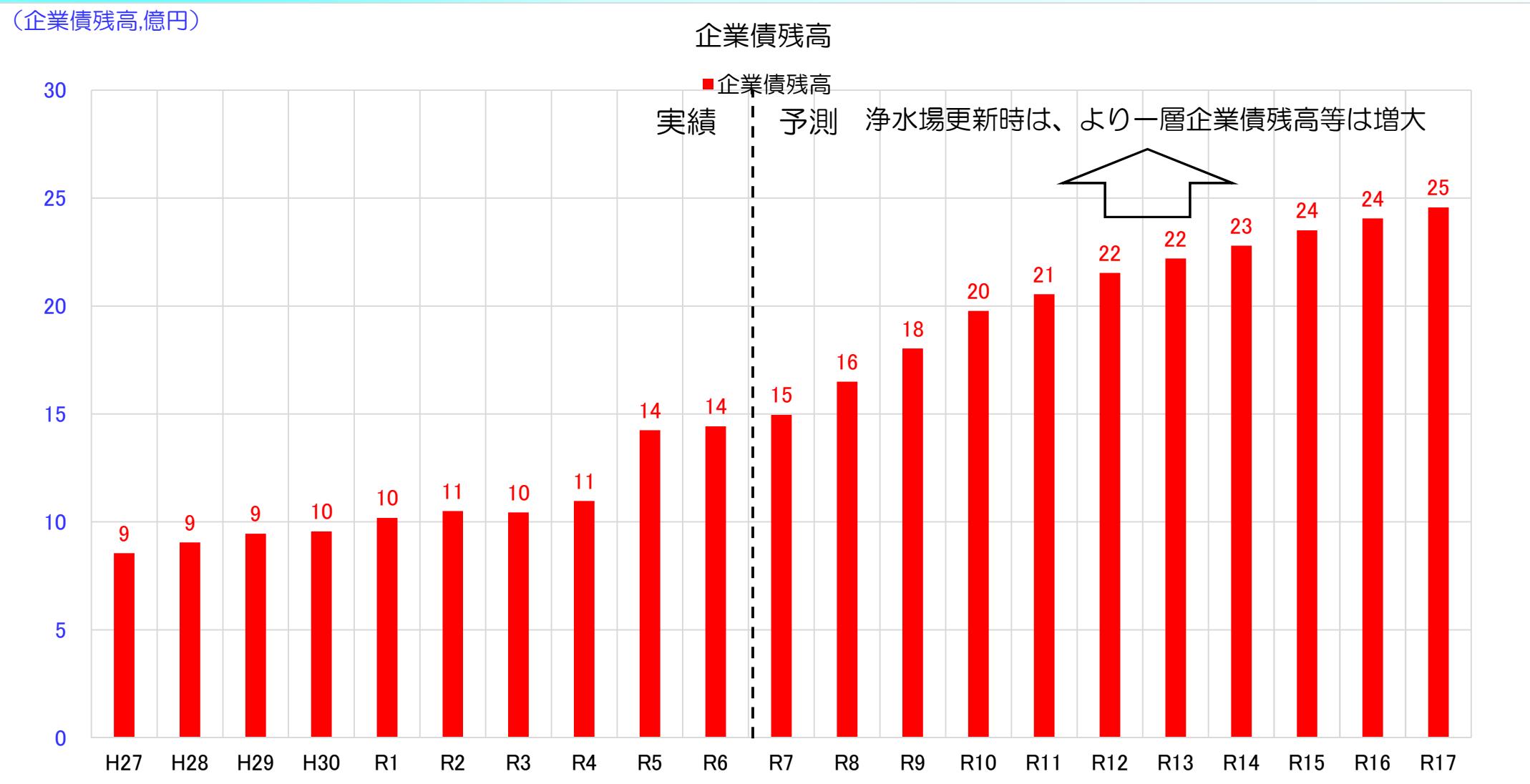
<浄水場の現状>



2.水道事業の浄水場の更新について

<企業債残高（ケース1：現状の場合）>

►企業債残高は増加傾向にある。



2.水道事業の浄水場の更新について

<まとめ>

►これらの状況を鑑みると、取り得る選択肢は限られることから、大山崎町水道事業の枠組みに留まらず、町全体として検討・議論を深め、方針を決定することを要望する。

3.下水道使用料の見直しについて

<現 状>

- ▶汚水処理に係る費用を賄うための下水道使用料が京都府下で最も安価であり、水道事業以上に自己財源で汚水処理費用を賄えていない状況が明確である。
- ▶国庫補助金の獲得にあたっても、経費回収率が要件となる場合があることを考慮すると、下水道使用料改定の必要性は明らかである。

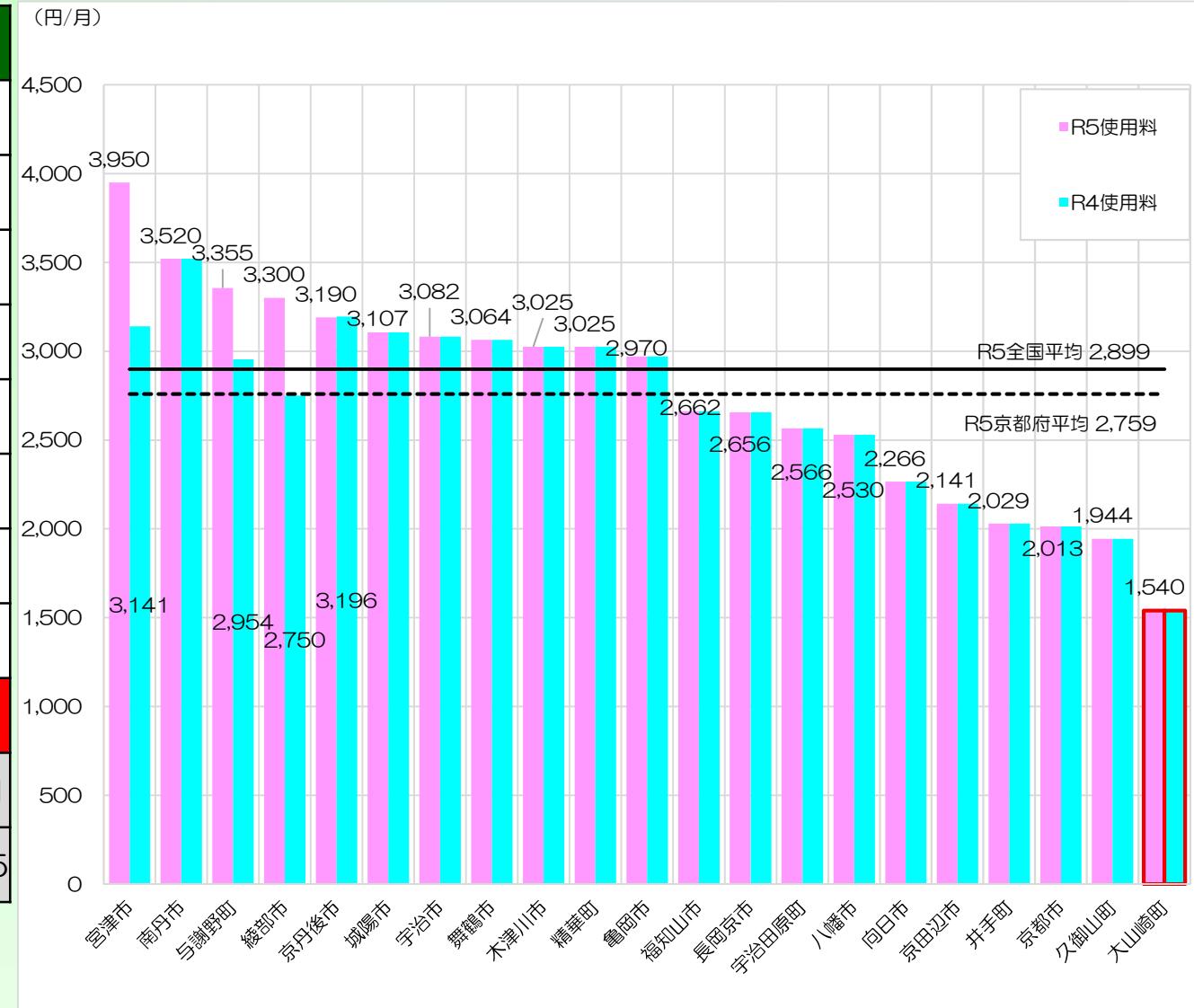
3.下水道使用料の見直しについて

<R5下水道使用料（1ヶ月20m³あたり）>

※第6回資料再掲

►1ヶ月20m³あたりの下水道使用料は京都府下で最も安価で1,540円。

| 円/月 | R5 | R4 | 円/月 | R5 | R4 |
|------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 宮津市 | 3,950 | 3,141 | 長岡京市 | 2,656 | - |
| 南丹市 | 3,520 | - | 宇治田原町 | 2,566 | - |
| 与謝野町 | 3,355 | 2,954 | 八幡市 | 2,530 | - |
| 綾部市 | 3,300 | 2,750 | 向日市 | 2,266 | - |
| 京丹後市 | 3,190 | 3,196 | 京田辺市 | 2,141 | - |
| 城陽市 | 3,107 | - | 井手町 | 2,029 | - |
| 宇治市 | 3,082 | - | 京都市 | 2,013 | - |
| 舞鶴市 | 3,064 | - | 久御山町 | 1,944 | - |
| 木津川市 | 3,025 | - | 大山崎町 | 1,540 | - |
| 精華町 | 3,025 | - | 全国平均 | 2,889 | 2,881 |
| 亀岡市 | 2,970 | - | 京都府平均 | 2,759 | 2,675 |
| 福知山市 | 2,662 | - | | | |



※R4からR5にかけて使用料改定した市町村

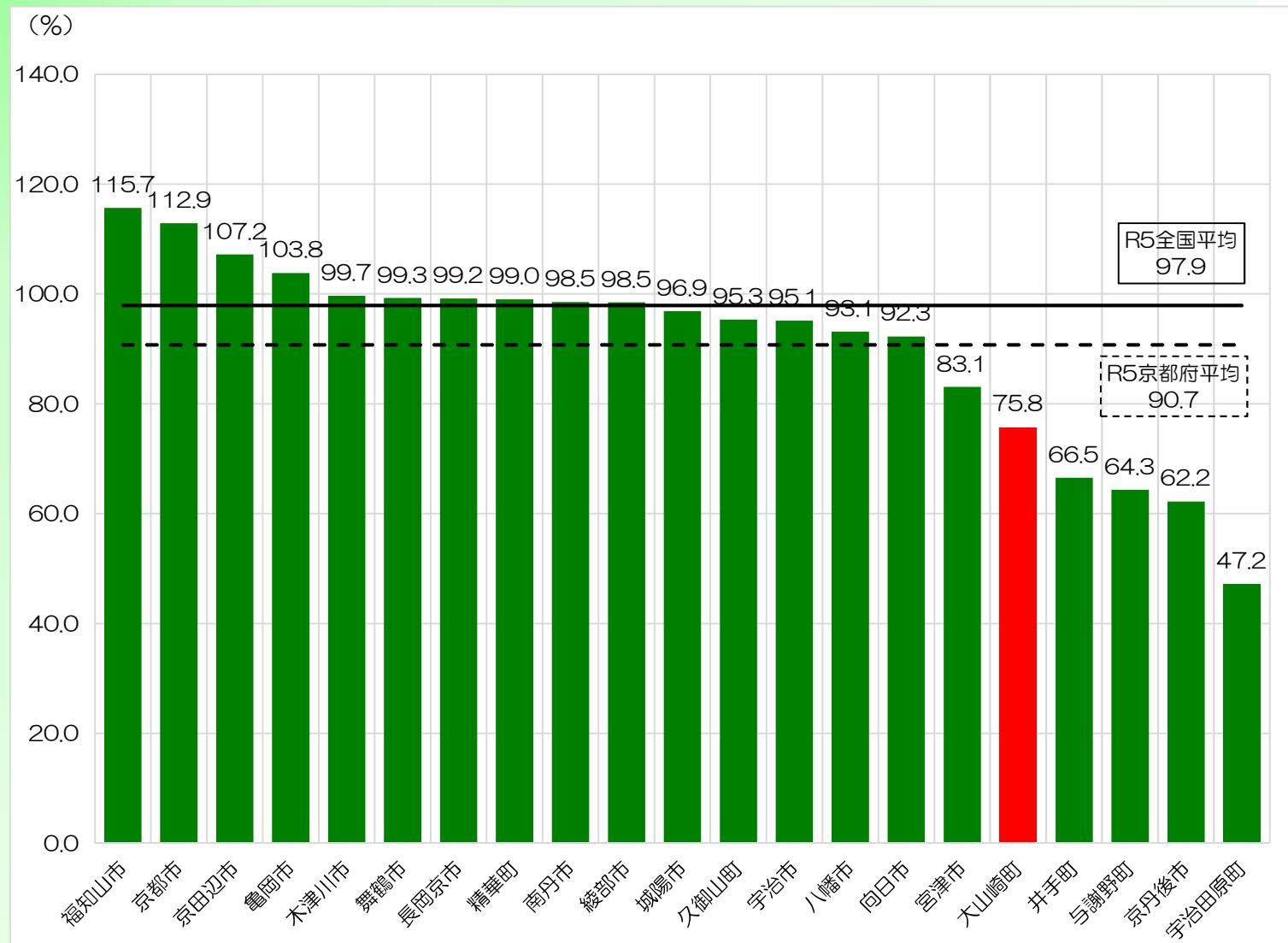
(地方公営企業年鑑(総務省)より) 13

3.下水道使用料の見直しについて

<R5経費回収率>

► 経費回収率は京都府下でも低い。

| % | R5 | % | R5 |
|------|-------|-------|------|
| 福知山市 | 115.7 | 宇治市 | 95.1 |
| 京都市 | 112.9 | 八幡市 | 93.1 |
| 京田辺市 | 107.2 | 向日市 | 92.3 |
| 亀岡市 | 103.8 | 宮津市 | 83.1 |
| 木津川市 | 99.7 | 大山崎町 | 75.8 |
| 舞鶴市 | 99.3 | 井手町 | 66.5 |
| 長岡京市 | 99.2 | 与謝野町 | 64.3 |
| 精華町 | 99.0 | 京丹後市 | 62.2 |
| 南丹市 | 98.5 | 宇治田原町 | 47.2 |
| 綾部市 | 98.5 | 全国平均 | 97.9 |
| 城陽市 | 96.9 | 京都府平均 | 90.7 |
| 久御山町 | 95.3 | | |



3.下水道使用料の見直しについて

＜社会資本整備総合交付金等交付にあたっての要件＞

※第6回資料再掲

- 使用料の適正化を促進するため、定期的な使用料改定の必要性の検証や人口3万人未満の団体における公営企業会計の適用について、令和2年度より、社会資本整備総合交付金の交付にあたっての要件として設定。

使用料改定の必要性の検証に関する要件

- 公営企業会計の導入済み地方公共団体について、

・少なくとも5年に1回の頻度で、下水道使用料の改定の必要性に関する検証を行い、経費回収率の向上に向けたロードマップ※を策定し、国土交通省へ提出するとともに、検証結果を公表することを交付要件とする。

※概ね10年程度での段階的な使用料適正化や経営改善等の具体的取組、実施予定時期及び業績目標を記載
(有識者等の意見を聴いて策定されたもの)

- 経費回収率の向上に向けたロードマップに定めた業績目標を達成しなかった場合、汚水について重点配分の対象としない。

- 特に、供用開始後30年以上経過しているにも関わらず、使用料が150円/m³未満であり、かつ経費回収率が80%未満であり、かつ15年以上使用料改定を行っていない団体については、令和7年度以降、汚水について重点配分の対象としない。

※社会資本整備重点計画において、関連する以下の指標を新たに追加。(令和3年5月28日に閣議決定)

重点目標2:持続可能なインフラメンテナンス 2-1:計画的なインフラメンテナンスの推進

【重点施策名】持続可能で計画的なインフラ維持管理を行うにあたり、インフラの整備及び減耗コストに対応した、利用者からの使用料の活用を推進。

【指標名】下水道：適切なメンテナンスを推進するため、下水道使用料等の収入面、維持修繕費等の支出面の更なる適正化に取り組む団体数

定 義：経費回収率向上に向けた収支構造の適正化に係る具体的取組及び実施予定時期並びに定期検証の実施について経営戦略に位置づけている団体数

現状値：約100団体(R2年度) → 目標値：約1,400団体(R7年度)

(収支構造の適正化に向けた社会資本整備総合交付金等の交付要件について（国交省）より)

3.下水道使用料の見直しについて

<まとめ>

- 早急に下水道使用料改定を実施することを提言する。